

民事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和2年3月3日（火）午後3時00分から午後4時05分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略，五十音順）

（委員）

今井和男，金子修，小出邦夫，古賀政治，菰田優，佐藤達文，高田裕成，中田裕康，中村愼，三木浩一，村田齊志，門田友昌，山本和彦

（幹事）

精松晴子，内野宗揮，岡下直樹，垣内秀介，川上敏寛，菊池恒夫，小泉直樹，城山康文，杉村純子，中島崇，成田晋司，平城文啓，藤原靖夫，布施敏幸，松下淳一，渡邊達之輔

4 諮問事項

特許法等の一部を改正する法律の制定に伴う特許法による査証の手續等に関する規則の制定について

5 配布資料

資料1 諮問事項

資料2 特許法による査証の手續等に関する規則の制定に関する要綱案

6 議事録

【高田委員長】 民事規則制定諮問委員会の委員長を務めております高田です。

さきに事務局からお伝えしましたとおり、委員の皆様方の互選により委員長に選出されましたので、本委員会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、審議に先立ちまして、自己紹介ということでお一人ずつ御所属と御名前を御紹介いただきたく存じます。

(自己紹介)

【高田委員長】 皆様、ありがとうございます。

なお、本日は大段委員、木村委員、山本克己委員、衣斐幹事、沖野幹事及び戸苅幹事が御欠席との御連絡をいただいております。また、村田委員は遅参されるとのことです。

最高裁判所民事規則制定諮問委員会細則第4条の3分の1以上の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

さて、本委員会の諮問事項は、資料1のとおり、「特許法等の一部を改正する法律の制定に伴う特許法による査証の手續等に関する規則の制定について」ということですが、具体的な内容については、事務局が作成した要綱案にまとめられておりますので、これに基づいて御審議をお願いいたします。

それでは、まず中島幹事から、配布資料及び議事録の取扱いについて、説明してください。

【中島幹事】 それでは、配布資料について御説明します。

まず、資料1は、本委員会に対する諮問事項であり、その内容は、先ほど委員長から御紹介があったとおりです。

資料2は事前にお配りした「特許法による査証の手續等に関する規則の制定に関する要綱案」です。

配布資料については以上です。

続きまして、議事録の取扱いについて御説明します。本委員会の議事録については、これまでと同様、発言者名を明記して作成し、最高裁判所のウェブサイト等で公表することとしたいと考えております。

御説明は以上です。

【高田委員長】 ただいまの議事録の取扱いに関する中島幹事の説明について、質問、御意見等ございますでしょうか。

御異議もないようですので、議事録については発言者名を明記し、かつ公表するという取扱いにしたいと思います。

次に、今回の本委員会への諮問の趣旨について、門田委員から説明をお願いします。

【門田委員】 特許法等の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、新たな証拠収集手続である査証の制度が創設されました。本改正法のうち、査証に関する規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっております。また、本改正法は、査証に係る規定の実施に関し必要な事項は最高裁判所規則で定めるとしており、査証の手続等に関する規則を制定する必要があります。

ところで、最高裁判所は最高裁判所規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができるとされております。査証は、特許権等侵害訴訟において新たに創設された証拠収集のための手続であり、従来の民事訴訟にはない手続です。

そこで、査証の手続等に関する規則の制定に際しては、研究者の皆様や実務家の皆様の御意見を伺うなどして慎重に立案すべきということで、民事規則制定諮問委員会への諮問を経ることが相当であるとされました。本委員会に対する諮問事項は、先ほど御紹介がありましたとおり、特許法等の一部を改正する法律の制定に伴う特許法による査証の手続等に関する規則の制定についてですが、事務局においては、これまでに関係機関との協議を重ねるとともに、委員・幹事の一部の方々にお集ま

りいただきまして小委員会を開催しており、その結果を踏まえて本要綱案を作成しております。

本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【高田委員長】 それでは、これから資料2の要綱案に基づきまして、御審議をお願いいたします。

便宜上1から3まで、4及び5、6から8まで、9の四つに分けて御意見等を伺いたいと思います。

まず、要綱案の1から3までについて、中島幹事から御説明いただきます。

【中島幹事】 まず全体について、御説明します。

本要綱案は、査証の手續等の実施に関して必要な事項についての規律を提案するものです。査証の手續は、特許権の侵害を疑うに足りる相当な理由がある場合において、中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入って特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出するという証拠収集の手續です。これは従来の民事訴訟にはない手續ですが、証拠収集という点では提訴前証拠収集処分に、専門的知見を有する者による手續という点では鑑定に近い性格を有することから、本要綱案でも、これらに関する規律を参考にしております。

査証の手續は、特許権等侵害訴訟のみを対象とし、査証の申立て、査証の実施、査証報告書の不開示手續、その閲覧謄写等から成る一つの完結した手續ですから、民事訴訟規則の特則として単行の規則で定めることを予定しております。

次に、要綱案本文1についてです。

まず、申立書の記載事項は、特許法105条の2第2項の各号に定められておりますが、本文1(1)は、これに加えて、申立てに係る措置の内容を記載事項とし、本文1(2)は、その記載に当たっては、査証を求める事項を明らかにしてしなければならないとするものです。査証人は、査証命令に基づいて、相手方が所持又は管理する装置等につき、確認、作動、計測、実験、その他の措置を行うことにより、

査証を実施するところ、査証を命ずる前提として、申立人が査証人に対して求める措置の内容が明らかになっている必要があります。また、査証人が行うべき措置の内容を記載するに当たっては、同時に、査証を求める事項を明らかにしていただく必要があることから、本文1（1）（2）のとおり規律するものです。

具体的には、化学物質の種類や温度が争点となっている場合を例にしますと、「査証を求める事項」として、化学物質の種類や温度について査証を求めることを明らかにしつつ、査証人が、確認、作動、計測、実験等のうち、いかなる措置をとるべきかを「申立てに係る措置の内容」として記載することになります。

なお、査証人が査証報告書を作成するためには、現場で写真又は動画撮影を行うことが必要となりますが、このような写真や動画撮影は査証に内在する行為として当然に実施できると解されます。そのため、査証人が写真又は動画撮影を行うことなどを「申立てに係る措置の内容」として記載する必要はないと考えられます。

本文1（3）は、裁判所が査証を命ずるか否かを判断するに当たり、相手方の意見を聴取するため、相手方に申立書を送付する必要がありますが、申立書について、準備書面等の直送を定める民訴規則の規定が適用されるか明確ではないため、申立書を直送しなければならない旨を定めるものです。

本文1（4）は、相手方が意見を述べる際には、その明確性を担保するため、書面によることを求めるものです。

次に、要綱案の本文2についてです。

要綱案3ページですが、本文2（1）は、執行官の援助の申立てについては、期日でする場合を除き書面で行わなければならないとするもの、（2）は、その申立ての際には、援助を求める事務の内容やその必要性などを明らかにすることを求めるものです。

なお、執行官の権限については、特許法105条の2の4第3項に定められており、査証を受ける当事者の工場等に立ち入ったり、査証人を補助するために質問をし、書類の提示等を求めることはできますが、査証人が行う装置の作動、計測、実

験等の措置についての援助は予定されておられません。また、民事執行法6条や57条3項のような強制力を行使することを認める規定はないため、執行官は抵抗を排除するために威力を用いたり、閉鎖した戸を開くための必要な処分をしたりすることなどはできないとされております。

次に、本文3についてです。要綱案4ページです。

本文3は、査証人の忌避について、鑑定人と同様の規律をするものです。

御説明は以上です。

【高田委員長】 村田委員がお見えになられたので自己紹介をいただきます。

(自己紹介)

【高田委員長】 では、ただいまの御説明について、御質問、御意見等を承ります。どなたからでもよろしくお願ひいたします。

特にないようでしたら、要綱案の1から3までについては、とりあえず以上としたいと思います。御意見がございましたら後からでも承りたいと存じます。

では、引き続き、4及び5の御説明をお願いいたします。

【中島幹事】 本文4について御説明します。要綱案の4ページから5ページにかけてです。

本文4は、査証の実施に当たっては、その手続の性格上、事前準備が重要となることから、裁判所は、当事者、査証人、執行官と査証の具体的な実施方法や順序などについて協議することができるとするものです。民訴規則129条の2の鑑定手続の事前協議と同じ趣旨の規律です。

続きまして、本文5についてです。要綱案5ページです。

本文5(1)(2)は、査証人は、査証の実施前に、査証の実施日時・場所を定め、これを裁判所に通知し、裁判所書記官が査証を受ける当事者にこれを通知するとするものです。査証人が査証を受ける当事者に通知するという仕組みも考えられるところですが、査証人には弁護士や弁理士、研究者などの方々指定されるところ、そうした方々に通知の事務をお願いするよりも、当事者と日常的にやり取りを

している裁判所書記官が通知事務を取り扱うほうが合理的であると考えられることから、裁判所書記官が査証を受ける当事者に通知することとしております。

本文5（3）は、通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、通知することを要しないとするものです。民訴規則4条5項が、同規則の規定による通知について同様の規律をしておりますが、本規則による通知についてもこれと別に解する理由はないことから、民訴規則4条5項と同様の規律を定めるものです。なお、通知を受けるべき者が外国にいる場合であっても、通知をしておくのがよい事案もあると考えられますが、そのような事案において、裁判所の判断で通知することを禁止する趣旨ではありません。

御説明は以上です。

【高田委員長】 それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見等を承ります。

【古賀委員】 形式的なことについての質問ですが、5ページの「2事前協議」という項目の4行目ですが、事前に査証の具体的実施方法、順序「など」について協議するとあるのですが、この「など」というのはどういうことを想定しているのでしょうか。具体的な実施方法の中に全部含まれるような気もしないではないのですが、何か意味がありましたら御教示いただきたいと思います。

【中島幹事】 事前協議におきましては、例えば工場に行くに当たって、まずはどこにどういったものがあるかといったことを確認したり、いつの時間であれば立ち入ることが可能であるかや、ここに書いておりますような実施方法や順序、さらにはそれをどういった方法で記録化するかなどをあらかじめ協議するというようなことが想定されるかと思えます。

【高田委員長】 ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、要綱案の4及び5については、とりあえず以上としたいと思います。

引き続きまして、要綱案の6から8までについて御説明いただきます。

【中島幹事】 本文6について御説明します。要綱案7ページから8ページです。

本文6(1)は、鑑定についての共同鑑定又は個別鑑定の規律を参考にして、裁判長が査証人に共同して、又は各別に査証報告書を提出等させることができるとするものです。

本文6(2)は、裁判長が査証報告書の提出期間を定めることができるとするものです。

本文6(3)は、査証報告書の記載事項を定めるものです。1号から7号までは、提訴前証拠収集処分における現況調査報告書の記載事項などを参考にしております。また、8号については、査証人が執行官の援助を受けた場合には、援助の実施状況等を明らかにするために、執行官から受けた援助の内容等を査証報告書の記載事項とするものです。

なお、執行官規則16条は「執行官は、執行官以外の者の求めにより援助をしたときは、援助調書を作成しなければならない。」と規定しておりますが、執行官による査証の援助は、裁判所の求めにより行うものですから、同条の適用はないと考えております。

本文7についてです。要綱案9ページから10ページですけれども、本文7(1)は、不開示の申立てについては、書面で、かつ、不開示部分を特定してしなければならないとするもの、(2)は、不開示の申立てをするときは、当該申立てをする当事者は、査証報告書の写しから不開示とすることを求める部分を除いた文書等を作成し、これを不開示の申立書に添付しなければならないとするもの、(3)は、開示しないことについての正当な理由を申立書に記載しなければならないとするものです。不開示決定がされると一切閲覧等が許されないという重大な効果が生ずるため、不開示の申立ての対象及び理由を明確にしてもらう趣旨です。また、(2)の規律は、破産規則11条3項等に倣ったものです。

本文7(4)は、査証の申立人が不開示の申立てに対して意見を述べることができるように、不開示の申立書及び査証報告書の写しから不開示部分を除いた文書等

を直送することとするものです。

本文7（5）は、査証の申立人に意見があるときには、書面により意見を提出しなければならないとするものです。

本文7（6）は、査証報告書の一部不開示決定が確定した場合に、不開示の申立てをした者が当該決定に基づいて不開示部分を除いた査証報告書の写しを作成し提出しなければならないとするものです。これは、査証を受けた当事者の営業秘密等を確実に除外し、円滑迅速に査証の申立人の閲覧謄写等に供する必要があることから、最も利害関係のある査証を受けた当事者が不開示部分を除いた査証報告書の写しを作成しなければならないとするものであり、破産規則11条5項等と同じ規律を定めるものです。（6）のただし書は、一部不開示決定による不開示部分が申立てにおいて不開示とすることを求める部分と同一の場合には、一部不開示決定時に改めて不開示部分を除いた査証報告書の写しを作成・提出してもらう必要はないことから、これが不要である旨を明らかにしたものです。

続きまして、本文8です。要綱案12ページです。

本文8（1）は、査証報告書の閲覧等の請求の方式を規律するものです。査証報告書については、不開示手続を経て、当事者により謄写等されたものが裁判所に提出されることにより、「訴訟記録」となるものであり、査証報告書そのものは「訴訟記録」に当たらないと解されます。そのため、査証報告書は、民訴法91条ではなく、特許法105条の2の7に定める手続により閲覧等をされることになり、民訴法91条による閲覧等を前提とする民訴規則33条の2は適用されないこととなります。そこで、（1）は民訴規則33条の2と同趣旨の内容を定めるものです。

本文8（2）は、不開示の申立てをした当事者は、閲覧等に供するために、黒塗りの査証報告書を作成し提出するところ、これにより閲覧等をさせることができることを定めるものです。当事者が作成したマスキング済みの査証報告書は、元の査証報告書とは別のものですので、これを利用することが可能であることを明確にする趣旨です。

御説明は以上です。

【高田委員長】 では、ただいまの御説明について、御質問、御意見等を承ります。

【三木委員】 8ページの(3)査証報告書の記載事項について、2点ほどお教えいただければと思います。

1点目は、この査証報告書と必要的記載事項概念との関係です。(3)の柱書きのところは、記載しなければならないという書きぶりですので、法令用語的には必要的記載事項のような書きぶりになっておりますが、この各号は必要的記載事項なのかどうかということをおうかがいたいと思います。実際に問題になり得るとすれば、査証報告書を裁判所に提出する段階で記載事項の欠落等があれば、それは直せということで事実上の措置で済むと思いますが、事後に欠落等が発見された場合に、何か効力等で影響があるのかどうかというのが1点目の質問です。

2点目は、任意的記載事項との関係です。例えばですが、(3)の七で査証の結果という項目がありますが、この査証の結果というものの内容として、例えば対象物を作動して得られた温度であるとかというような客観的な結果を書くのは、もちろんこれに当たるとは思います。査証人の意見、鑑定における鑑定意見のようなものを書くということがあるのかないのか、ある場合にそれがどういう扱いになるのかということです。意見というものを仮に書いた場合に、それが査証の結果そのものなのか、あるいは、そうではないけれども任意的記載事項として許されるのか、という質問です。

【中島幹事】 まず、一つ目の(3)の項目が、必要的記載事項かどうかですけれども、記載しなければならないとしておりますので、必要的記載事項という位置付けになるかと思えます。したがって、先ほどおっしゃったように査証報告書に抜けている部分があれば、補完を指示して追記してもらおうということになるかと思えます。事後的に欠落が発見された場合に証拠としてどうなるかは解釈問題になるかと思えます。証拠として評価できるものであれば、そのまま使えるという考え方もあるかとは思いますが、いずれにしても、事後的にでも追記してもらえば足りるので

はないかと考えております。

もう一つの御質問、査証の結果として何をどういうふうに記載することになるのかということですがけれども、特許法の105条の2の4第1項は、査証人は査証をし、その結果について報告書を作成しなければならないとしておりますので、査証の結果について記載することが求められていると考えております。したがって、工場等に行きまして、そこで査証人が実際に実験をしてみた結果ですとか、あとはその場で装置を確認してどこに何があったですとか、そういったことを記載することが求められていると考えております。

【三木委員】 念のための今のお答えに対する確認ですが、そうすると、鑑定で言えば鑑定意見のようなものを書くことは予定はされていないという理解でよろしいでしょうか。

【中島幹事】 基本的には、その現場で見てきたものを書くということになるかと思えます。

ただ例えば、問題になっているのが、この溶液を使っているかどうかという場合に、この溶液がAという溶液であるというのを判定するためには、専門的な知見が必要であって、そこが意見にわたる部分があるということにはなるだろうと思えますけれども、基本的には、現場で見てきたものを書いていただいて、それをどう評価するかというのは、また裁判で行われることになると思えます。

【三木委員】 重ねての確認で恐縮ですが、そうすると今おっしゃったように、一種の評価が必要な結果を書くに当たって、評価とか意見にわたるものが介入するものについては、これを書くこともあり得るということですね。それは、この(3)の七の査証の結果そのものであるという理解でよいのかということと、そうだとすると、この査証報告書は任意的記載事項というものは、そもそも一切想定されていないということかというのが確認です。

【中島幹事】 基本的には結果を書いていただくということが求められている事項ということになるかと思えます。

ただそれ以外、一切書いては駄目かどうか、そこまで言えるかどうかについては、書いても構わないという見解はあり得るのかなと思います。

ただ、法律上求められてるのは、その現場で基本的に実験をしたり確認をしたりしたことの内容ということになるかと思います。

【城山幹事】 今の点の関連なんですけれども、その私の理解を確認させていただきたいんですけど、査証報告書というものはあくまでも文書であって、その文書に査証の結果を記載しなければならないと定められているので、査証の結果を例えば添付のDVD記録の動画を参照というような記載というのは、必要的記載事項を満たしていないことになるという理解でよろしいでしょうか。

というのは、多分温度が何度かというのは簡単に書けると思うんですけど、例えば機械のカムがどのような感じで動いてるかというようなことを見て来いという査証というのは、なかなか言葉で表すのも難しいかなと。静止画でも難しいかなと思われましたので、その点の質問です。

それに関係して、この要綱案10ページ7(2)と(6)なんですけど、不開示申立てをする時に、黒塗り部分を黒塗りにした文書等を提出せよとなっています。文書等となっているというのは、恐らくこれは静止画あるいは動画というのを想定されているのかなと思うんですが、これは査証報告書というものはあくまで文書で提出しなければならないけれども、それに任意的な付属資料として静止画や動画等をくっつけることは許容されているということを前提としているのでしょうか。

以上2点です。

【中島幹事】 二つ目の御質問で、査証報告書に写真とか動画等を添付して提出することは許容されているかどうかということなんですけれども、許容されていると考えております。

開示のところの規定である特許法の105条の2の7の3項で、民事訴訟法第91条の4項及び5項の規定は第1項に規定する査証報告書について準用するとされております。こちらは写真や動画の複製に関する規定を準用するものですので、査

証報告書に動画とかそういったものが含まれ得るということは前提にしていると考えております。

もう一つの写真等を添付したことで、その結果を記載したことになるのかどうかということですが、こちらについては、確かに文字で書きにくいものはありますので、査証報告書に写真を添付して頂いてそれを補足する形で説明するというようなやり方是有り得ると考えております。ですので、全部文字で説明しなければならないということにはならないのではないかと考えております。

【山本和彦委員】 この査証報告書については、基本的には訴訟記録には含まれないということで、恐らくそれについて今出てきた秘密記載部分を除外して当事者が作成する文書、あるいは説明によれば裁判所書記官が作成する場合もあるということですが、それらの、いわゆる墨塗りの文書も訴訟記録には含まれないが、閲覧の対象になるという文書になるだろうと思います。

先ほどの御説明でもそうだったと思うんですが、結局、書証になるのは、それを当事者が閲覧謄写して提出してきた文書、それが書証として証拠調べの対象になるというふうに理解するという事によろしいかどうかということ。

もう一つ、その場合の文書の作成名義人が誰になるのかということですが、その査証報告書をそのまま謄写したもの、あるいは秘密記載部分を除外して謄写したものというのがあると思いますけれども、その場合の作成名義人が誰になるのかということについて御教示をいただければと思います。

【中島幹事】 査証報告書については、山本委員御指摘のとおり、査証を申し立てた者が最終的には閲覧謄写をしまして、その謄写したものを証拠として提出することになりますので、証拠になるのはあくまでもその閲覧謄写したものを、一般的には原告側ですけど、原告側が提出したものが証拠になると理解しております。

その場合に作成名義人が誰になるかということですが、この場合、査証報告書の写しを原本として提出することになると思われまふ。その場合には、作成名義人は写しの作成者を記載して、かつ、原本の作成者も併せて書証目録等には記載

するというような仕組みになるかと思えます。ですので、書証目録には両方書くことになるかと考えております。

【山本和彦委員】 そうすると、写しを原本として出す場合の元の文書の作成者としては、査証報告書がそのまま出される場合には査証人になり、申立人ないし裁判所書記官がその墨塗りで作った場合には、その申立人ないし裁判所書記官がその元の文書の作成者という理解でよろしいでしょうか。

【中島幹事】 原本は査証人が作成名義人ということになりますが、写しのほうは、今回の規則の仕組みですと相手方、被告側が作りますので、写しの作成者は被告側になるかと思えます。

【門田委員】 補足しますと、まず墨塗りが作られずにそのまま証拠に出せるときには、原本の作成名義人は査証人ということになります。次に、墨塗りが作られた場合には、墨塗りを作るのは基本的には不開示を申立てた申立人ということになるので、これは通常、被告がそれに当たる場合が多いかと思えますので、黒塗りの報告書の作成者、作成名義人は被告代理人ということになるのだらうと思うのですが、その上で原本の作成者ということで、査証人というのも付記していただくということで、これは両方セットで書いていただくということになると思えます。書記官が墨塗りを作るというのは実務上は例外ということになると思えますが、書記官が墨塗りを作った場合には、その写しが原本として提出されるとその作成名義人は裁判所書記官ということになり、元々の原本の作成者が査証人であるというのも、これは付記していただくということになるかと思えます。

【三木委員】 今の点の確認ですけれども、写しを原本として提出するというものをどう解釈するかという、その解釈問題にも関わるので、複数の考え方があるのかもしれませんが、考え方の一つとしては、写しが原本である以上は写しを作成した人が文書作成者であるといえるのではないかと思えます。そうすると、墨塗りをしていなくても、写しを作ったのは原告が書証として提出する場合には原告が謄写をしたのだと思えますので、考え方によっては全て証拠提出者が、それは恐らくは原告

ですが、文書作成者という考え方もあるように思います。

【中島幹事】 いただいた御意見も参考にして整理し、正確な説明について検討させていただきます。

【今井委員】 確認なのですが、査証報告書には6（3）七で、その結果を記載するとあって、先ほどの質問で動画や写真を添付することもあるとの御説明がありましたが、その添付の写真や動画についても、不開示申立ての対象になるのでしょうか。

【中島幹事】 法律上、査証報告書等で書かれているものについて、不開示の申立てができることとなりますけれども、その査証報告書の中には写真や動画が含まれているということになりますので、写真や動画についても不開示の申立ての対象になると考えております。

【高田委員長】 ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、要綱案の6から8までについては、とりあえず以上としたいと存じます。

では、続きまして9について御説明いただきます。

【中島幹事】 要綱案本文9についてです。要綱案ですと14ページです。

9（1）は執行官の手数料及び費用に関する規則を改正するものです。アは、執行官の援助の手数料の額を、イは長時間執務又は休日の執務をした場合に加算することができる旨を、ウは個別事情を考慮して加算することができる旨を定めるものです。

基本となるアの手数料の額については、援助を実施した場合には、民事執行法の規定による援助をした場合の手数料と同額の1万1000円とすることを考えております。また、執行官の責めに帰することができない事由によって援助を実施することができなかった場合には、4000円とすることを考えています。この金額は、執行官の責めに帰することができない事由によって現況調査を実施することができなかったときの手数料が、実施した場合の手数料の3分の1であることを参考にし

たものです。

本文9(2)は、民事訴訟費用等に関する規則を改正するものです。査証人の旅費、日当等については、特許法105条の2の9により、民事訴訟費用等に関する法律の例によるとされていますが、査証人の日当については、証人と鑑定人等とでは日当の額が異なっており、そのいずれの額とするのかが直ちに明確でないことから、これを鑑定人等の日当と同額とする旨を定めることを予定しております。また、査証の申立書の作成及び提出の費用については、文書提出命令の申立書などと同様に800円とすることを考えております。

御説明は以上になります。

【高田委員長】 それでは、この部分について御質問、御意見を承りたいと存じます。

特にございませんか。では、要綱案9については以上としたいと存じます。

以上で要綱案についての審議は一通り終了しました。この要綱案全般について改めて御意見や御質問等がございましたらお伺いしたいと存じます。いかがでしょうか。

特に御発言がないようでしたら、取りまとめに入らせていただきたいと思います。

これまでの御審議を踏まえ、この要綱案を要綱として特許法等の一部を改正する法律の制定に伴う特許法による査証の手続等に関する規則を制定するというごことに御賛同いただけるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。それでは、この要綱案は全会一致で要綱として採択されました。最高裁判所におかれましては、この要綱を踏まえて、速やかに規則を制定していただくようお願いいたします。

なお、この要綱について内容にわたらない範囲における法制等の観点からの字句の修正については、私と事務局に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。では、最後に門田委員から一言お願いします。

【門田委員】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局を代表しまして、委員・幹事の皆様に厚く御礼を申し上げます。

本日、御採択いただきました特許法による査証の手續等に関する規則の制定に関する要綱は、新たに創設された査証の制度を運用するために必要な具体的手續等を制定するもので、新たな制度の適切な運用の基礎となる極めて重要な規則となります。当委員会において研究者、実務家の方々がそれぞれの観点から精査いただき、この要綱を採択していただいたことは、誠に意義深いものと考えております。

事務局といたしましては、先ほど委員長から御発言がございましたとおり、この要綱に基づいて速やかに規則案を完成させ、裁判官会議に建議して早期の規則制定を図りたいと考えております。委員・幹事の皆様には、今後も、査証の制度の円滑な施行や実務のより一層の充実のため、引き続き御助言等を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、高田委員長におかれましては、円滑な審議のため御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

【高田委員長】 それでは、本日の委員会はこれで終了することといたします。長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。